

日本文化大學

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

日本文化大學

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、日本文化大學は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

「恩愛禮義、清明和敬、重厚中正、祖風繼承」の建学精神を掲げ、「智性豊かな学風」を達成するために、「恩愛和敬・美風繼承」「学問の深奥を探究」「情宜と勇気の自覚」「慈愛と祈念に答応」の教育目的に基づき、人間教育の実践と深い教養を身に付けた社会人の育成と法学の修得を基軸にしている。

大学の使命・目的及び教育目的は、学則に定められているとともに、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの三つの方針にも明示され、学校教育法、大学設置基準等の関係諸法令に適合したものとなっている。

また、大学の使命・目的及び教育目的は、大学正門近くの碑文及び柏樹記念館にしつらえた扁額(へんがく)の揮毫(きごう)などの方法によって学内への周知が図られている。さらに、ホームページ、大学案内などいくつかの媒体を通じて学内外に発信されており、一定の周知が図られている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは明確であり、多様な入試選抜方法を採用して入学者確保に向けた努力がなされている。

カリキュラムポリシーは明確であり、大学の教育目的や学部目的に沿った教育課程編成がなされている。特に、コース制や少人数教育、キャリア支援教育などに、教育課程編成上の独自性が表れている。

また、ディプロマポリシーも明確であり、建学精神、大学の使命・目的及び教育目的にかなう人材を育成し、社会に送出すことを主目的にしていることがうかがえる。

キャンパスは整備され、教育研究目的を達成するために必要な施設や設備を完備し、大学設置基準を満たしている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

教育研究組織は学長のリーダーシップのもと十分に機能しており、教授会を中心に機能的な運営がなされている。

職員組織は少人数ではあるが多くの部署が設置され、職員は適性や専門知識に応じて適切に配置されていて、法人及び大学の業務執行体制の機能性は確保されている。

また、クールビズの実施、節電努力など環境保全に配慮した活動とともに、人権や個人情報保護の保護、防災等に関する諸規則を定め、人権に配慮した活動もなされている。

法人の財政状況は、帰属収入が帰属支出を上回り、また消費収支・事業活動収支関係の

諸比率及び貸借対照表関係の諸比率も良好であって、法人の財政基盤は安定している。また、会計処理は、学校法人会計基準や法人の経理規程に従って適正に行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、「自己点検・評価検討委員会」によって、学則及び「自己点検・評価規程」「自己点検・評価規程施行細則」に従い、定期的かつ適切に行われている。

学校基本調査、財務諸表等のデータ、教授会や各種委員会の議事録などのエビデンスに基づき、透明性の高い自己点検・評価がなされている。

大学の自己点検・評価報告書等は、冊子にまとめて学内外に配付し、かつホームページにも掲載されているので、点検・評価結果の学内共有と社会への公表は適切に行われている。

PDCA サイクルの仕組みを確立し、平成 22(2010)年度の大学認証評価時に指摘された改善項目や参考意見については、すぐに対応可能なものは改善を行うとともに、長期的な検討課題については改善の努力がなされている。

総じて、大学は、建学精神に基づいて、大学の使命・目的及び教育目的に沿った教育を丁寧に行っている。アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの三つの方針を完遂するために、教育研究組織や物的諸設備を適切に整備・配置している。法人の財政基盤は、安定している。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.キャンパス整備」「基準 B.社会貢献・社会連携」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

日本本来の美しい道徳的伝統と、その優れた叡智とに基づく「智性豊かな学風」を達成するために、「次代を背負う優秀な人材育成」、及び「眼前の繁栄と世の激流とに惑うことなく、表面の現象に追われず深相を観る重厚で中正な学問によって、古往をたずね彰らかにして新来を考え知る」能力を身に付けるという大学の使命・目的を基軸に、「恩愛禮義、清明和敬、重厚中正、祖風継承」の四條目を建学精神として掲げている。そして、その精

神のもとに、「恩愛和敬・美風継承」「学問の深奥を探究」「情宜と勇気の自覚」「慈愛と祈念に答応」の資質を身に付けた社会人の育成を、達成すべき教育目的としている。

このように、大学の使命・目的及び教育目的は、具体的かつ明確に簡潔な文章で示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「恩愛禮義、清明和敬、重厚中正、祖風継承」の建学精神を掲げ、「智性豊かな学風」を達成するために、「恩愛和敬・美風継承」「学問の深奥を探究」「情宜と勇気の自覚」「慈愛と祈念に答応」の教育目的に基づき、人間教育の実践と深い教養を身に付けた社会人の育成と法学の修得を基軸にしている。教育目的は、建学精神の不断の周知・確認や選択コース制、少人数教育、キャリア支援教育といった教育課程編成上の独自性によって、達成可能性が担保されている。

大学の使命・目的及び教育目的は、学則等に明示されているとともに、アドミッション、カリキュラム、ディプロマの三つの方針にも示され、学校教育法、大学設置基準等の関係諸法令に適合したものとなっている。

学内に各種委員会を設置し、大学の使命・目的及び教育目的が時代の変化に対応したものになるように点検・調査活動に努めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

建学精神や教育目的への役員、教職員の理解と支持は、各種の会議や朝礼等を通じて確認及び共有が図られている。また、大学の使命・目的及び教育目的は、ホームページ、ソーシャルメディア、大学案内、高校教員対象の入試説明会、在学生ガイダンスなどを通じて学内外に発信されており、一定の周知が図られている。

大学の使命・目的及び教育目的は、中長期的な計画及び三つの方針等に反映されている。教育研究組織は、使命・目的を達成するために法学部法学科を設置し、教授会を核とする教員組織を中心に、図書館、メディアセンター、学生支援室などがそれを補佐する構成となっている。さらに、学務課、学生課、学生支援課、入試課、産学連携課、図書課など教学を支援する職員組織も整備されている。

このように、大学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性は保たれている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、学則等にその概要が明示され、ホームページ、大学案内、入試説明会、オープンキャンパスなどを通じて周知が行われている。

アドミッションポリシーに沿った受入れ方法として、警察官志望 AO 入試、公務員志望 AO 入試、一般推薦入試、指定校推薦入試、ニチブンサクセス入試（自己推薦入試）、一般入試、大学入試センター試験利用入試の 7 種類の入試種別を設けている。また、入試方法は、入試種別に応じて、書類審査、科目試験、小論文、面接などを選別利用している。

特に、警察官志望 AO 入試と公務員志望 AO 入試は、将来の進路を特定した入試という点で特色がある。

従来、安定充足していた入学者数は、平成 26(2014)年度から平成 28(2016)年度の間に、入学定員を割って微減しているが、概ね適切な水準の学生受入れ数を維持している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーは全体的に見て明確であり、それに基づく教育課程は体系的に編成されていて、教育目的達成のために十分に機能している。

2年次から、「経営コース」「公共コース」「法心理コース」の3コースからなる選択コース制を採用し、専門知識に特化することを通じて卒業後の進路決定に役立つようにしている。

必修科目、語学科目及びゼミナール科目について少人数教育を実施し、学生と教員間の意思疎通が緊密になるよう配慮している。また、全ての授業科目に対し、定期試験の受験資格として出席要件を設けている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教職員が一堂に会する「朝礼」を毎日実施し、担任教員間及び科目担当教員と担任教員との間で学生に関する情報交換を行い、また保護者による事務室への問い合わせ内容の共有等を図り、一人ひとりの学生に対して学修及び授業の支援を円滑に行うことができる体制を構築している。

月曜日から土曜日にかけて授業時間を除く午前9時から午後5時に至るまでオフィスアワーを設定し、また「PC ルーム」に職員の常駐化を実施して、学生からの相談や質問に随時対応できる体制を整えている。

さらに、SA(Student Assistant)やTAの制度を設け、複数の授業科目において学修及び授業の支援を行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業認定等の基準は学則や学生便覧等に明確に示されていて、それらの基準は厳正に運用されている。

3年次進級と4年次進級に際し、必修科目を中心に進級要件を設け、適切な運用を行っている。

シラバスには、全ての授業科目について授業計画概要、学修到達目標、成績評価方法、

成績評価基準、講義区分等が簡明に記載されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

学務部に学生支援課を設置し、学生の一人ひとりが自己の個性を理解した上で職業観を涵養し、職業に関する知識や技能を身に付け、就職活動を円滑に進めることができる体制を整えている。

キャリア教育及び支援は、入学直後から年次進行に伴い、「キャリア・資格科目群」を設けて「キャリアマネジメントⅡ」「就職情報概論」「キャリアマネジメントⅢ」「インターンシップ」等の諸科目を配置し、キャリア形成のための教育をきめ細かく行っている。それとともに、学生のニーズに応えるために各種資格取得に向けた授業や講習を行い、また、就職に向けた模擬試験、エントリーシート・履歴書の書き方等の支援を徹底して行っている。

【優れた点】

○就職率が高く、特に警察官試験に対し高い合格率を継続的に達成していることは、評価できる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成度の指標として「成績順位表」及び「不可科目一覧」を作成し、それらを全教職員に回覧することによって、学生の修学状況や授業の理解度を共有化している。

FD 委員会は、教員による「授業参観」を行うとともに、「授業に関するアンケート」及び「授業実態調査」を実施し、その評価結果を各科目担当教員にフィードバックして所見を求め、教育内容や方法の改善に努めている。また、FD 委員会は、教育目的達成に関わるこうした調査結果を分析し、その結果を教授会に報告し、教育向上を目指して教員相互の情報共有と連携を図っている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活が円滑に行われるように、「クラス担任」を中心として、「学生指導委員会」「学生課」「学生相談室・学習支援室」「健康管理室」等の組織が設置されており、相互に連携し合いながら学生への支援やサービスの向上に努めている。経済的支援については、各種団体の奨学金制度の紹介の他、大学独自の「蜷川親継先生奨学生」の給付制度が設けられており、更に課外活動に対しても「活動費」の援助を行っている。

また、学生の意見・要望をくみ上げる仕組みは、「クラス担任制度」「オフィスアワー制度」「部・サークル代表者会議」「ニチブンミライ委員会」等があり、図書館の開館時間の延長、「パウダールーム」の確保や「和敬の道」の設置などに見られるように、学生の意見や要望の実現を行い、学生サービスの改善に反映させている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学の教員数は、確保されており、准教授以上の専任教員が主要授業科目のほとんどを担当している。

教員の採用・昇任は、「教員資格選考基準」に基づき、「教員資格審査委員会」において審議し、理事会で決定の上、教授会に報告されている。教員の資質、能力の向上においては、FD 委員会が中心となって学生による授業評価の結果をフィードバックし、また、教員研修として、兼任教員を含む全教員を対象とした年 2 回開催される「教育会議」において実施している。

教養教育の実施については、学長が任命する教職員 6 人からなる「教養教育検討委員会」が中心となって検討を行い、学長、学長補佐、学務部長がその運営上の責任を担っている。

【参考意見】

○教員の年齢構成について、61 歳以上では全体の 61.5%となっているので、バランスに配慮することが望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地面積は、大学設置基準を優に超えており、四季折々の自然に触れることができる「和敬の道」の設置を含め豊かな森に包まれている環境にある。校舎面積も大学設置基準を超える広さを有し、教育目的の達成のために、校地、校舎、各種設備、体育施設、実習施設、図書館等の教育環境の整備は適切に行われ、円滑に運営・管理されている。施設や設備を整備するに当たっては、学生の意見や要望をくみ上げており、運営されている。

授業を行う学生数については、少人数制教育に基づき、講義の最大履修者総数を 100 人以下としており、また 4 年間必修とされている演習に関しても、教育効果を上げられるサイズとなっている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人の運営は寄附行為に定められた理事会により組織体制及び各種規則とともに適切に維持・運営されており、大学においては教学事項について審議する教授会を毎月開催し、経営部門である理事会・評議員会と協働し、大学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

各規則は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準などに基づき制定されており、環境

保全、人権、安全について適正に配慮されている。

教育基本情報は学校教育法施行規則に基づきホームページ等で公開し、財務情報についてもホームページに掲載し、「財務書類閲覧規程」に基づき閲覧に供している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事は寄附行為に定めるとおり 5 人を選任している。理事会は法人の運営、諸般の企画及び人事その他の業務を決定する機関として位置付けられており、法人全般にわたる重要案件等は評議員会の意見を参考に適切な意思決定が行われている。

平成 27(2015)年度において理事の理事会への出席状況は 100%であり、また、理事が理事会を欠席する場合、議案に対する意思確認を行うべく事前の委任状を整備している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長が教授会で意見を聞くことを必要とする重要事項を学則に定め、学長の審議事項の最終決定の権限と責任は担保されており、学長の職務を補佐する学長補佐とともに、教育・研究・校務等の円滑な運営を図るため、各種委員会が設置されている。

また、理事長、相談役、学長、学長補佐、各部課長で構成する執行部による毎朝の打合せや全教職員による朝礼において懸案事項が迅速に学長に報告され、学長がリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

寄附行為で定められているとおり学長が理事として理事会に出席し、理事長及び学長がともに教授会にも出席し、管理部門と教学部門の意思疎通と連携ができる仕組みであるとともに相互のチェック体制となっている。

評議員会は寄附行為に基づいて選任されており、監事においても寄附行為に基づき2人を選任している。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、法人の業務及び財産の状況について意見を述べ、業務執行状況を監査している。また、文部科学省主催「学校法人監事研修会」に参加するなど資質・能力の向上に努めている。

小規模大学の利点を生かし、毎朝の執行部打合わせや朝礼により、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営がなされている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務体制は「学校法人柏樹式胤学園・日本文化大學組織機構図」に基づき組織され、「事務組織及び分掌規程」に事務部門の必要な事項が定められ、適切な体制を構築しており、各部門の連携は朝礼・終礼を毎日実施し、情報の共有化を図っている。

職員の資質・能力向上については外部団体の各種研修会への参加に加え、「SD・FD 研修」として外部講師を招いて研修を実施し、教員の「FD 研修会」や専任・非常勤教員が一堂に会する「教育会議」にも事務職員が出席し、職員の資質向上に努めている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

4か年ベースの「キャンパス整備計画」を立て、また、「平成28(2016)年度事業計画」及び「3年間の中長期的計画」を策定して、中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確

立を目指している。

法人全体の帰属収支のバランスは、帰属支出超過はなく健全で、必要な経費は確保されている。また、平成 23(2011)年～26(2014)年度の帰属収支及び平成 27(2015)年度の基本金組入れ前の事業活動収支差額は減少傾向にあるものの収入超過となっており、安定した財務基盤が確立され収支バランスを確保している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

新学校法人会計基準等の諸規則に基づき適正な会計処理を実施している。これらの会計処理を実施する上で、法令等の解釈が不明確な場合は、その都度、公認会計士及び日本私立学校振興・共済事業団の経営相談センター等に直接確認するほか、税務については、所轄の税務署に判断を求め、これらの業務を適正に実施している。

公認会計士による会計監査と監事による監査を受けている。公認会計士の監査については、監査契約を締結し、理事会・評議員会の議事録、決裁書等をもとに経理伝票や証憑類・取引内容等について監査を受けている。監事 2 人は、理事会及び評議員会に出席し、法人及び大学の業務を監査している。このように、会計監査を行う体制は整備され、厳正に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自主的・自律的な自己点検・評価は、学則及び「自己点検・評価規程」「自己点検・評価規程施行細則」に基づき、実施している。自己点検・評価検討委員会が中心となって自己

点検・評価の実施体制を整え、同委員会の任務について、「自己点検・評価規程」第 7 条に定め、適切に実施されている。

自己点検・評価の周期は、認証評価制度が開始された以降は、「自己点検・評価規程施行細則」第 2 条の「自己点検・評価報告書は、概ね 4 年に一度作成するものとする。」との規定に従って周期的に行われている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価業務については、学校基本調査や財務諸表等に基づく数値データ、学内諸規則、各会議体の議事録等のエビデンスに基づき、透明性の高い自己点検・評価に努めている。また、自己点検・評価のための十分な調査・データ収集については、総務課が行い、これらの資料を基礎として各部署においてデータ分析が行われている。

「平成 20 年度自己点検・評価報告書」「平成 22 年度大学機関別認証評価自己評価報告書・本編」「平成 26 年度自己点検・評価報告書」については、冊子として刊行し全ての専任教職員に配付したほかホームページに掲載し、学内共有を図るとともに社会への公表も行っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

平成 22(2010)年度の自己点検・評価については、日本高等教育評価機構から通知された「評価報告書」を学内外に周知し、各評価基準で指摘された改善事項及び参考意見については、すぐに対応可能なものは改善するとともに、長期的な課題については各部署において改善するよう努めている。その結果、多くのことが改善され、自己点検・評価の結果を大学運営の改善・向上につなげる PDCA サイクルの仕組みは確立していて、機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. キャンパス整備

A-1 キャンパス整備の取り組み

- A-1-① 中長期計画に基づいたキャンパス整備の取り組みの適切性
- A-1-② 建物名称・建築場所等の妥当性
- A-1-③ 建築物の環境配慮に対する適切性

【概評】

キャンパスにおける教育研究施設の整備・充実について、平成 19(2007)年度から始まる 4 年ベースの「キャンパス整備計画」を策定し、平成 27(2015)年度からは第 3 次計画に従い、グラウンドの整備、国際規格に基づく柔道場建設、平成 29 年秋完成を目指した総合新校舎を建設中である。

建築着工中の総合新校舎には「楽工舎」の名称が与えられ、古き良き文化伝統を次代に継承するという建学精神及び大学のルーツである柏樹書院の良き伝統を継承するという崇高な理念と強い意志が込められ、大学として、なお一層の発展を目指す強い姿勢がうかがえる。また、整備計画を実現するに当たっては、教職員や学生からの意見をくみ上げるとともに、周辺環境との調和を図るなど地域への配慮をしながら行っている。

このように、キャンパス整備は、中長期計画に基づいて着実に進行し、その取組みは適切であり、建物の名称及び施設の内容は、大学の個性・特色からして十分な妥当性があり、環境との調和への配慮もなされている。

基準 B. 社会貢献・社会連携

B-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

- B-1-① 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供
- B-1-② 大学と地域社会との協力関係の構築

【概評】

キャンパス内の講義室、模擬法廷、総合グラウンド等の施設を開放し、八王子市民の福祉向上及び青少年の健全育成、地域住民間の交流促進のためこれら施設を地域社会に提供している。また、資格試験講習への講師派遣や公的審議会への委員派遣等、人的資源を社会に提供するなどして地域貢献を行っている。

「大学コンソーシアム八王子」及び「八王子学園都市大学（通称「いちょう塾」）」と連携し、市民が意欲を持って学べるよう「宅地建物取引士講座」「実作短歌講座」「公開講座裁判員制度による模擬裁判」等を提供している。また、近隣の高等学校へ教員を派遣し、出張講義を行っている。

地元へのボランティア活動の一環として、ボランティアサークル所属学生による八王子駅周辺での清掃活動や防犯パトロール活動、柔道部所属学生による身障者スポーツへの支援活動などを行っている。

以上のように、多様な活動を通じて地域社会との間に適切かつ有意義な協力関係を構築している。

